

浪江町 閉校小中学校校舎等利活用事業 事業者募集要項

(公募型プロポーザル方式による町有財産の売却のご案内)

令和6年 10 月

浪 江 町

1 趣旨

町では、東日本大震災に関連した原子力災害により、平成23年3月に全町民に避難指示が出され、平成29年3月と令和5年3月に段階的な一部地域の避難指示が解除されたものの、町民の帰還はなかなか進まず、震災前2万1千人の人口は、令和6年8月現在も2,200人程度と、10%程度しか帰還が進んでいません。

このような背景から小中学校の閉校をせざるを得ない状況となり、令和3年6月16日をもって閉校しました。

小中学校は地域の歴史、伝統の象徴であり、地域住民のよりどころであることから、「元学校ならではのメリット」を生かした有効利用を検討しています。

一方で、全国の多くの自治体において、公共施設の適正な管理が課題となっており、廃校となった学校を将来にわたって維持していくことが困難な状況です。

今般の事業者提案募集は、閉校した小中学校校舎等の有効活用について、民間企業等が保有するノウハウや資金を活用し、公募型プロポーザル方式により、持続可能な事業者（法人その他の団体（以下「団体等」という。））から、地域の活性化につながる事業計画を幅広く募集し、優先交渉権者（買受候補者）を選定するものです。

2 対象となる施設概要及び特記事項

N01 津島小学校

①所在地 福島県双葉郡浪江町大字下津島字宮平109番地

②敷地面積 23,914 m²

③用途地域 指定無

④主要施設概要

施設名	竣工年	階数	構造	延床面積
校舎（特別・普通教室棟）	昭和59年	1～3F	鉄筋コンクリート造	2,088 m ²
ポンプ室	昭和59年	1F	鉄骨造	

インフラ関係

上水道	専用井戸施設（既存の施設は使用できません）
下水道	合併浄化槽（長期間使用していないため、現在使用できるかは不明）

⑤提案下限額 ア 建物（校舎等） 地域の活性化に資する跡地活用を促進するため、無償で譲渡
イ 土地 18,892,060 円（790 円/m²）

⑥保存すべき物品

今回の譲渡敷地内に、学校の歴史残しの物品（記念石碑2基、二宮金次郎銅像、校門①、校門②、国土地理院の電子基準点）が含まれるため、引渡し後、町が移設を行う際立会に協力すること。

⑦損壊部分

ア 壁にひびが入っているところがあります。

イ 天井及び床の一部が剥がれている箇所があります。

ウ 壁紙の一部が剥がれている箇所があります。

エ 校庭南側の一部に陥没箇所があります。

オ 校庭南側のフェンスの一部に地滑りに伴う破損箇所があります。

カ ガラスの一部に破損箇所があります。

⑧公募対象地は、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。

⑨校庭には遊具等の残置物があります。

N02 津島中学校

①所在地 福島県双葉郡浪江町大字下津島字萱深 1 番地

②敷地面積 20,052 m²

③用途地域 指定無

④主要施設概要

施設名	竣工年	階数	構造	延床面積
校舎（特別・普通教室棟）	昭和 63 年	1～3F	鉄筋コンクリート造	2,005 m ²
校舎（コンピュータ教室）	昭和 63 年	1F	鉄筋コンクリート造	122 m ²
ポンプ室	昭和 63 年	1F	鉄筋コンクリート、一部屋根鉄骨造	17.25 m ²

インフラ関係

上水道	専用井戸施設（既存の施設は使用できません）
下水道	合併浄化槽（長期間使用していないため、現在使用できるかは不明）

⑤提案下限額 ア 建物（校舎等） 地域の活性化に資する跡地活用を促進するため、無償で譲渡
イ 土地 20,252,520 円（1,010 円/m²）

⑥保存すべき物品

今回の譲渡敷地内に、学校の歴史残しの物品（記念石碑 2 基、校門、平成 20 年度卒業祈念碑）が含まれるため、引渡し後、町が移設を行う際立会に協力すること。

⑦損壊部分

ア 壁にひびが入っているところがあります。

イ 天井の一部が剥がれている箇所があります。

ウ 屋根の一部が損壊しており簡易修復をしています（1 階の技術準備室で雨漏り箇所あり）。

エ 正面玄関のタイル部分の一部に破損箇所があります。

⑧公募対象地は土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）に指定されています。

⑨公募対象地は埋蔵文化財包蔵地（原遺跡）の区域内にあります。今後、敷地内において、掘削を伴う土木工事や新たに構造物等を設置する場合、文化財保護法等に基づく手続きが必要

となります。

※その他各施設の詳細については、別添「津島小学校・津島中学校 物件調書」を確認のこと。

※ 共通特記事項

- ①土地及び対象の建物（校舎等）を一括で売却するものとします。土地及び建物の一部のみを売却することはしません。建物については、すべての教室等を利用することを前提にした計画としてください。
体育館、プール等売却の対象外となる施設は環境省により解体を行いますので、解体工事に協力願います。
- ②町は、跡地施設に係る補修等を行わず、現状有姿で引き渡すものとします。校舎は環境省解体対象基準の被害判定で「半壊」の判定を受けています。そのため校舎の利活用にあたっては、買受候補者の負担で適切な修繕を行うことを公募の条件とします。
- ③上水道、電気、ガス、暖房設備（地下灯油タンク）等の設備については、長期間使用しておらず、現時点の使用の可否にかかる確認は行っておりませんので、点検、修繕又は新規の設置が必要となります。
- ④両校には記念碑等、学校の歴史継承のため保存すべきものがあります。
これらの物件については、町の移設に協力することを条件とします。
- ⑤悪臭や騒音、環境汚染が発生しないこと、また、津島地区の復興・振興や地元雇用の創出につながるなど地域住民の理解が得られる活用方法を検討してください。
- ⑥今回の公募手続きにおいて、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書等の書面は交付しません。
- ⑦本物件について町は、新たな境界明示・確認・立会・測量・地積更生登記等を実施しませんので、すべて買受候補者の負担となります。
- ⑧越境物等の処理については、町では関与いたしませんので、買受候補者と隣接者との間で協議していただくこととなります。契約後やその後に判明した場合も同様です。
- ⑨敷地面積には各学校への進入路が含まれていますが、進入路に隣接する地権者の土地活用に支障がないよう協議してください。

3 応募資格等

- (1) 応募資格は、日本国内で法人登録をしている法人（以下「事業者」という。）とします。ただし次のいずれかに該当する者は応募できないものとします。
 - ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない）。
 - ③正当な理由なく約束をしていた町との契約を拒み、又は契約を履行しなかった者で、当該事実があった後 2 年を経過していない者
 - ④浪江町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱第 11 条に基づく指名停止等の措置を受けている者
 - ⑤国税、都道府県税及び、市区町村税を滞納している者

⑥浪江町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱に基づく排除措置を募集開始の日から提案書提出期限の日までに受けている者

(2) 複数事業者が共同で応募するためには、次の条件をすべて満たさなければならないものとします。

- ①関係する事業者の中から代表者を1名選定すること。
- ②関係する事業者が他の提案に係る構成員になっていないこと。
- ③関係する事業者がそれぞれ果たす役割を書面により明確にできること。

4 応募の条件

(1) 基本事項

①応募する際は、必ず現地を確認し、老朽化、建物の破損の度合いや周辺環境を把握したうえで、実現可能な提案としてください。

なお、現地確認は職員が立ち会いますので事前に現地見学申込書を提出してください。

②津島小学校・津島中学校施設及びその付随する敷地の一体的な利用を公募対象とします。

津島小学校・津島中学校施設に付随する敷地とは、建物周辺の敷地で物件調書に記載されている敷地となります。

③学校であった景観の保持に御協力ください。(樹木、外観の保全等)

④当該物件の買受候補者は、地域住民に対して事業内容の説明を行うことで、地域住民との良好な信頼関係を形成してください。

⑤施設整備及び運営にあたっては、建築基準法や消防法等、各種法令、条例等を遵守するものとし、改修等のために必要な各種法令等に基づく届出、公租公課は買受人の負担とします。

⑥町は、契約の履行状況を確認するため、必要に応じて校舎等の使用状況を調査し、又は、買受人から必要な報告を求めることができるものとします。

(2) 譲渡の価格等に関する事項

①今般の募集では、「学校の歴史残し」の視点から、事業計画の持続可能性、収益性、事業者の資産状況等を重視するとともに、浪江町の復興の推進、地域活性化への貢献などの視点により審査を行い、優先交渉権者を選定します。

②提案にあたり、「浪江町総合戦略」「浪江町復興計画（第三次）」及び「福島イノベーション・コースト構想」等、町の施策の推進に合致する事業提案である場合には、提案書に該当項目と併せて記載願います。

③今回提案を受けるにあたり、「提案下限額」を設定しています。「提案下限額」を下回る提案は失格とします。

なお、「提案下限額」は不動産鑑定士の意見書の単価を基に算出しています。

④提案した内容は、事業提案書提出期限日以降は変更することはできません。

⑤土地と建物の譲渡契約の際、価格や面積の要件において議会の議決が必要となります。

⑥最終的に優先交渉権者と詳細な条件を調整した後合意を得、優先交渉権者（買受候補者）と公簿面積を基に、契約額を決定します。

⑦契約額が決定したのち仮契約を締結し、その後、議会の議決を経て本契約となります。

なお、議会の議決が得られないことによる損害を生じた場合において、町は一切その賠償の責めに応じませんのでご留意願います。

⑧引渡し時期は、令和7年4月1日以降の日で協議のうえ決定します。

(3) 土地・建物に関する事項

下記内容を参照のうえ、譲渡後の事業計画をご提案ください。

①以下の項目については買受人の負担とします。

ア 登記に係る必要な費用

イ 契約に要する費用及び所有権移転登記、不動産取得等に係る一切の費用

ウ 施設の使用にあたり必要な修繕及び改修にかかる費用

エ 電気、上下水道、ガス、冷暖房設備等の点検及び修繕並びに契約に係る費用

オ 土地、建物を保有するうえで生じる公租公課

②津島小学校・津島中学校施設の所有権の移転の日から5年間は、次の行為を禁止します。

ただし、選定された事業に反しない範囲において、真にやむを得ない理由があるものとして、事前に町の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

ア 売買・贈与・交換・出資等により所有権を移転すること。

イ 選定された事業に反することとなる地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他使用及び収益を目的とする権利の設定をすること。

③現状有姿での引き渡しとします。

今回の売却対象は、土地、建物（校舎）及び付随する設備とします。

(4) その他の条件

①町との売買契約締結後、物件に隠れた瑕疵があることを発見しても売買代金の減免又は損害賠償の請求若しくはこの契約を解除することはできません。

②公序良俗に反する使用を禁止します。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために使用させてはなりません。

③風俗営業等の利用を禁止します。

④優先交渉権者は提案事業の履行にあたり、次の事項を遵守しなければなりません。

ア 契約締結の日から1年以内に提案事業の用途に使用するための修繕、事業実施に向けた整備に着手しなければならない

イ 契約締結の日から5年以内に提案事業の用途による使用を開始しなければならない

ウ 契約締結の日から5年以内に用途を変更してはならない

なお、契約締結の日から起算して5年以内に提案事業に加えて新たな事業を実施する場合は、関係法令を遵守のうえ、事前に町に書面により協議をしなければならない

⑤上記①～④について、町が必要と認めるときは実地調査を行い、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、それに対して契約者は協力をしなければなりません。

ん。

⑥上記①～④に違反した場合は、売却代金の 100 分の 30 に相当する金額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）を、上記⑤の義務に違反した場合は売却代金の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1,000 円未満の端数が生じたときはその端数を切り上げた額）を町に支払わなければなりません。

⑦元学校校舎としての景観の維持と、隣接地域への配慮願います。

⑧契約者が契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告のうえ、契約を解除することができます。

5 応募の手順

（１）全体のスケジュール

項目	日付及び詳細
募集要項の公開	<u>令和 6 年 10 月 10 日（木）から</u> 町ホームページからダウンロードすること。
現地見学申込書の提出	現地見学最終日 <u>令和 6 年 11 月 15 日（金）</u> 希望する日の 7 日前までに、現地見学申込書（様式 2 号）を 1 部、事務局へ持参もしくは F A X にて提出すること。
質問書の提出	<u>令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時まで必着</u> 様式 3 号を 1 部、事務局へ持参もしくは F A X にて提出すること。 応募申込書を提出した者のみ質問することができる。 電話等口頭による質問は受け付けないので留意すること。
応募申込書の提出	<u>令和 6 年 11 月 15 日（金）17 時まで必着</u> 応募申込書（様式 1 号）・応募申込書（グループ応募用）（様式 1-1 号）を 1 部、事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。
辞退届の提出	<u>令和 6 年 11 月 22 日（金）17 時まで必着</u> 辞退届（様式 4 号）を 1 部、事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。
事業提案書の提出	<u>令和 6 年 11 月 29 日（金）17 時まで必着</u> 事務局へ持参もしくは郵送にて提出すること。 【提出書類】 ①事業提案書（様式 5 号） ②事業開始までのスケジュール、事業運営計画（任意の書式、枚数） ③事業者概要書（様式 6 号） ④資金計画書（様式 7 号） ⑤定款（写し） ⑥法人登記簿謄本（提出日 3 か月以内に発行されたもの。原本 1 部、副本写し）

	⑦団体等の事業過去3年における事業報告書（写し） ⑧団体等の事業過去3年における収支（損益）計算書（写し） ⑨団体等の事業過去3年における貸借対照表及び財産目録（写し） ⑩国税及び地方税の納税証明書（原本1部、副本写し） （過年度分を含めて未納がないことを証明するもの） 【提出部数】 正本1部、副本12部 提出する際は、①～⑩の書類をフラットファイルに綴じ込み、上記部数提出（正本のみ表紙、背表紙に会社名等を記入）すること。
一次審査結果の通知	令和6年12月3日（火）までにFAX及びメールにて通知し、後日郵送する。 ※一次審査上位3者にのみ通知し、実施するものとする。
プレゼンテーション （二次審査）	令和6年12月5日（木） ～12月18日（水）
審査結果通知 優先交渉権者の決定	令和6年12月20日（金）
優先交渉権者による地域住民への事業内容の説明	令和7年 1月中旬～下旬
基本協定締結	令和7年 2月初め
最終条件調整	令和7年 2月上旬
最終条件確定・仮契約の締結（買受候補者決定）	令和7年 2月中旬まで
議会の議決 売買本契約締結 売買代金入金 引渡し	令和7年 3月以降

（2）応募について

①現地見学

必ず事前に現地を確認し、破損状況、老朽化の度合いや周辺環境を把握したうえで応募願います。現地を確認するにあたっては、希望する日の7日前までに、様式2号「現地見学申込書」を提出願います。

なお、現地確認の日程調整については、下記担当までお電話にてご連絡ください。

（受付時間 平日 9：00～17：00）※土、日、祝除く

②応募方法

下記「⑤提出書類及び提出期限」に規定する提出書類を、郵送又は持参により提出願います。郵送の場合は配達日時が確認できる方法とし、提出期限日時（17:00）必着とします。

応募書類提出先 浪江町総務課管財係
 〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2
 電話 0240-34-0237

③応募書類

応募書類はA4及びA3とし、フラットファイルに綴じ込み提出してください。事業提案書等の提出部数は、正本1部、副本12部です。

④施設に関連する資料等

応募に関係する図面等の資料については閲覧をすることができます。

閲覧期間は、令和6年10月10日～11月15日 9:00～17:00（土、日、祝除く）とします。

閲覧にあたっては、カメラでの撮影、メモ取りが可能です。役場でコピーを取ることはできません。

⑤提出書類及び提出期限（いずれの日も17:00 期限必着）

ア 応募申込書（様式1号。グループ応募の場合は様式1-1号）	令和6年11月15日
イ 現地見学申込書（様式2号）	令和6年11月8日
ウ 質問書（様式3号）	令和6年11月15日
エ 辞退届（様式4号）	令和6年11月22日
オ 事業提案書（様式5号） カ 事業開始までのスケジュール、事業運営計画 （任意の書式、枚数） キ 事業者概要書（様式6号） ク 資金計画書（様式7号） ケ 定款（写し） コ 法人登記簿謄本（提出日3か月以内に発行されたもの。原本） サ 団体等の事業過去3年における事業報告書（写し） シ 団体等の事業過去3年における収支（損益）計算書（写し） ス 団体等の事業過去3年における貸借対照表及び財産目録（写し） セ 国税及び地方税の納税証明書（原本） （過年度分を含めて未納がないことを証明するもの）	令和6年11月29日

※ グループとして応募する場合は、キ～セはすべての団体等分提出願います。

※ 応募申込書（様式1号）を提出した後、応募申込書提出期限（令和6年11月15日）までにプロポーザルの参加を確定できない場合は、辞退届（様式4号）を、令和6年11月22日までに提出することにより、辞退することができます。

⑥質問書への回答

本公募に関して質疑がある場合は、必ず質問書（様式第3号）を用い、書面又はFAXにて、「10 担当窓口」へ提出してください。また、提出後は必ず電話で提出の旨を連絡してください。なお、電話や口頭による質疑は一切受け付けないものとします。

質問書への回答は、令和 6 年 11 月 22 日までに対象学校応募者全員に電子メール又は F A X により回答し、町のホームページで公表します。

6 審査に関する事項

(1) 優先交渉権者の審査方法

本事業に対する応募があった場合は、町が設置する審査委員会において書類審査（一次審査）を実施し、合計点数が 6 割以上で点数が高い上位者（3 者程度）についてプレゼンテーション審査（二次審査）を行い、一次審査及び二次審査の合計点数が最も高い者を優先交渉権者とします。

ただし、事業者の合計点が同じ場合は、提案価格が高い事業者を上位とし、さらに提案価格が同額の場合は、後日事業者同士による抽選を行い、その順位を決定します。

また、応募者が 1 者だった場合は、獲得点数の合計が審査員配点合計の 6 割に満たないと優先交渉権者となりません。

(2) 一次審査

応募のあった事業提案書について、審査基準及び配点に基づいて審査し、書類審査の結果、上位者（3 者程度）を選定します。

(3) 二次審査

- ①提出していただいた事業提案書に基づいてプレゼンテーションを行うこととし、追加資料、模型等の配付は原則として認めません。
- ②出席者は 1 事業者につき 3 名以内とします。
- ③1 事業者の持ち時間は 30 分以内（説明 20 分以内、質疑応答 10 分以内）とします。
- ④実施会場及び日時については、別途通知します。

(4) 審査基準及び配点

- ①一次審査 別紙「浪江町閉校小中学校校舎等利活用事業公募型プロポーザル 審査基準表」のとおり
- ②二次審査 別紙「浪江町閉校小中学校校舎等利活用事業公募型プロポーザル 審査基準表」のとおり

(5) 優先交渉権者の選定

一次審査及び二次審査の総合評価により審査し、最も優れていると判断された事業提案者を優先交渉権者として選定します。

(6) 審査結果

- ①審査結果は、応募者に対して書面で通知します。
 - ②優先交渉権者及び審査結果は町ホームページにて公表します。
- なお、公表の際は、優先交渉権者以外の応募者の団体名等は非公表とします。

③選定結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

7 失格事項

次のいずれかに該当した者は、失格として審査を実施しません。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に不備があり、町が指定する期日までに改善されなかった場合。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (4) 公平な審査を阻害する行為があった場合。
- (5) 本業務の履行が困難であると認められる状況に至った場合。
- (6) 上記各号に該当するほか、プロポーザルの中で著しく信義に反する等の行為があり、審査委員会により失格であると認められた場合。

8 契約に関する事項

(1) 契約までの流れ

①審査結果により、優先交渉権者を選定します。

なお、町は優先交渉権者との間で「基本協定」を締結します。

②町は優先交渉権者との間で契約内容細目について令和7年1月以降に協議をします。

なお、合意に至らず次点者がいる場合、町は次点者と協議を行います。

③合意に至った場合、優先交渉権者と売買仮契約を締結します。

売買仮契約の相手方を買受候補者とします。

④令和7年3月以降、議会の議決を経て本契約となります。

⑤議会の議決を得られず契約に至らなかった場合、買受候補者がそれまでに要した費用等について、町では一切補償いたしません。

⑥別添「契約書（案）」に標準的な契約事項を示しています。

(2) 契約保証金

①契約締結時、契約保証金として売却代金の100分の10に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げた額）以上の額を納入していただきます。

②契約保証金は、売却代金の一部に充当することができます。

③契約保証金には利子はありません。

④売却代金の支払いが行われず、契約が解除された場合、契約保証金は返還しません。

(3) 売却代金の支払い

契約締結後、町が発行する納入通知書の発行日の翌日から起算して、30日以内に全額をお支払いしていただきます。

(4) 物件の引渡し及び所有権移転登記

①売却物件の所有権は、売却代金が完納されたときに、公簿面積により移転するものとします。

②売却物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引渡しとなります。

③土地の所有権移転登記に要する一切の費用は、買受人の負担とします。

9 その他の事項

- (1) この要項ではプロポーザル審査会の審査結果により決定した者を「優先交渉権者」、町と売却の詳細について合意を得、仮契約を得た者を「買受候補者」、議会の議決を得、本契約を結んだ者を「買受人」と表記しています。
- (2) 町が提示する書類及び資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。
- (3) 本事業への参加費用、その他一切の費用については、すべて応募者の負担とします。
- (4) 提出書類等は、返却しません。
- (5) 提出書類等に記載された個人情報は、本選考に関する事務においてのみ使用し、それ以外には使用しません。
- (6) 浪江町情報公開条例（平成11年3月25日条例第13号）に基づき、本プロポーザル実施に基づき、本プロポーザル実施に関する情報について、情報公開するものとします。ただし、同条例第6条第3号（法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示をすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位その他の正当な利益を害すると認められるもの。）に該当するものについては、非公開とします。なお、公開の可否は、町が判断し、判断の基準については、別紙「プロポーザル方式による業者選定経過に係る情報公開基準」のとおりとします。
- (7) 本事業の説明会は、実施しません。応募にあたっては必ず現地見学をしてください。
- (8) 施設の運営に関する法人県民税、法人税、固定資産税、消費税及び地方消費税等の納付の詳細は、国、県及び市町村の担当部署への確認をお願いします。
- (9) 現物と公示数量が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。
- (10) 現状有姿での契約のため、越境物、建物、工作物等（擁壁、樹木、街灯等）を含めた土地活用となります。買受人は本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現状のまま契約となることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、買受人の負担と責任において行うものとします。
- (11) 電柱の移転、撤去、立木の伐採、雑草の草刈などの負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権権利の帰属主体の如何を問わず、町は一切行いません。
越境物の処理人の負担についても買受人が当事者と話し合いにより解決願います。
(契約後に判明した場合を含みます。)
- (12) 敷地面積には各学校への進入路が含まれていますが、従前どおり進入路に隣接する地権者の土地活用に支障がないよう協議してください。
- (13) 基本協定の締結前までに、本物件に関わる土地利用に関し、隣接土地所有者及び地域住民との調整等については、すべて買受人が行ってください。事業実施にあたって、紛争等が生じた場合も、買受人の責任と負担において迅速かつ丁寧な対応に努め、当事者間で解決願います。
- (14) 民間企業が学校を活用するために利用できる補助制度については各自確認願います。

(15) 本要項に定めがない事項については協議の上、決定します。

10 担当窓口

浪江町総務課管財係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7 番地 2

電話 0240-34-0237 FAX 0240-35-5352

電子メール namie11040@town.namie.lg.jp